

京成ポイントカード会員規約

第1条 (会員資格)

会員とは、京成ポイントカード会員規約を承認の上、株式会社水戸京成百貨店（以下「当社」という）に京成ポイントカードの入会を申し込まれ、所定の手続きを完了されたお客様をいいます。申込みの項目はすべてご記入いただくとし、ご記入いただけないときはご入会をお断りする場合があります。

第2条 (会員カードの発行・貸与)

- ①京成ポイントカード（以下「会員カード」という）は「京成ポイントカード入会申込書」の記載事項をご記入の上ご入会いただいたお客様に、会員証として会員1名につき1枚発行し貸与します。
- ②会員はカード裏面の会員ご署名欄に自署し会員カードを保持するものとします。
- ③会員カードは自署した会員のみが利用できるものとし、会員以外に譲渡・貸与する事は出来ません。

第3条 (会員カードの有効期限)

- ①会員カード利用による最終お買上げ日後の入会月から2年以上ご利用のない場合、お客様の会員資格は自動的に喪失しそれまでのポイントも消滅するものとします。
- ②カードの汚損、紛失などの理由で当社が認めた場合、会員カードを有償にて再発行致します。

第4条 (会員カードシステム利用)

- ①当社で商品の購入ならびにサービスの提供を受ける場合、会員はカードを提示し、お支払いいただくものとします。
- ②当社にご来店の際、会員カードの提示があった場合のみ、会員の特典が受けられます。

第5条 (会員特典)

会員がカードを利用して当社で商品の購入ならびに、サービスの提供を受けた場合、下記の要件を満たすご利用代金について次項に定めるポイント付与の特典がございます。

- ①対象店舗 京成百貨店、KEiSEI & owl（つくば）、KEiSEI & sole（日立）
- ②支払い方法 現金、クレジット（クレジット機能付ポイントカードのみ）、当社発行の商品券、全国共通商品券、友の会お買物券、お買物カード、当社取り扱いギフト券、その他当社が指定する百貨店商品券等。

③ポイント付与の対象とならない商品、役務

商品：商品券、ギフト券、切手、はがき、印紙、金銀地金、タバコ、箱貸、クリーニング代、通信販売、店外売店、特選ブティック、1階パサージュ（一部店舗は対象）、9階レストラン、物産催事、その他当社が指定する商品等。
役務：加工、修理代、送料、各種税金。

④ポイント付与・利用方法

- A) お買上げの場合、ご利用金額の1%（一部除外あり）相当がお買上基本ポイントとして計算されます。（ご利用金額とは、消費税抜き金額をいいます。）
 - B) お買上げポイントは1ポイント単位（1ポイント1円換算）で利用でき、次回の商品購入時よりレジにて還元することができます。蓄積されたポイントを利用の場合は、商品購入時に各レジにて総ポイント数から減算されます。ポイント利用された際のお買物も、お支払いいただいた金額（消費税抜き）はポイント加算となります。ポイントは現金との引き換えはできません。
 - C) 蓄積ポイントの表示 蓄積ポイントは、商品購入時各レジより発行されるレシートにポイント数が表示されます。
 - D) ポイントの有効期限 入会された月より1年間をポイント有効とし、繰り越し期間として3ヶ月間有効とします。それを経過しますとそれ以前のポイントは無効となります。
 - E) 返品時の処理 ポイントカードでのお買上げ商品は、返品時もポイントカードをご提示いただくものとします。すでに付与されたポイントから返品額相当のポイントを減算します。
- ⑤ポイント還元の対象とならない商品 商品券、ギフト券、特選ブティック、1階パサージュ（一部店舗は対象）、9階レストラン、その他当社が指定する商品等。

第6条 (他の割引制度との重複禁止)

当社の割引を伴うカード及びご優待券を利用の場合、会員カードとの併用はできません。

第7条 (届出事項の変更)

当社にご登録いただいたご住所、お名前、お電話番号が変更になった場合、当社までご連絡いただきます。届出事項変更がない場合は、カードをご利用できなくなる事があります。

第8条 (京成ポイントカードの紛失・盗難)

会員カードの紛失・盗難等が発生した場合は当社にご連絡ください。当社にご連絡いただく前にポイント還元が発生した場合、当社は一切の責任を負いません。

第9条 (会員カードの不正使用の場合の措置)

会員カードを第三者が使用した場合には、会員はその使用についても責任を負うものとします。

第10条 (会員資格の喪失)

会員が本規約第3条①の定め該当した場合、または、本規約に違反した場合は、ポイント・お買上げ蓄積金額に関する権利ならびに会員資格を喪失するものとし、当社に対し直ちに会員カードを返却して頂きます。

第11条 (退会)

会員は随時退会できるものとし、退会に際してはご入会店舗に退会を申請し、会員カードを返却していただきます。退会時にポイントの残数は消滅します。

第12条 (規約の改定)

本規約のサービス内容は予告なく変更、改定、廃止させていただく場合があることをあらかじめご了承下さい。

第13条 (企画・商品案内ダイレクトメール等の送付)

会員は当社が業務上必要な範囲内で保有する会員の属性情報を利用することならびに、会員に対しダイレクトメール等の送付、またはご案内の為の電話をさせて頂く場合があることに同意するものとします。また、会員は当社の宣伝物の送付等営業案内の中止を申し出ることができます。

第14条 (問合せ)

本規約及び会員の登録申請についてのお問合せ、ご相談は当社の「京成ポイントカード」担当までご連絡ください。

KEiSEI

京成百貨店

京成ポイントカード担当 029-231-1111 (代表)